



2021年6月14日

各位

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

代表取締役 福島 宏人

(コード番号：6192 東証マザーズ)

問合せ先：執行役員経営管理本部長 西田 佑

電話：03-5747-9800 (代表)

**監査等委員会設置会社への移行、決算期（事業年度の末日）の変更  
及び定款一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日の取締役会において、本年7月29日開催予定の当社第17期定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行すること、決算期（事業年度の末日）の変更をすることとし、これに必要な定款の一部変更について同株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

更なるコーポレートガバナンスの強化に向け、監査等委員である取締役に取締役会の議決権を付すること等により取締役会の監督機能を一層強化すると共に、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を実現するため、監査等委員会設置会社に移行するものです。

(2) 移行の時期

本年7月29日開催予定の当社第17期定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 決算期（事業年度の末日）の変更

(1) 変更の理由

当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年としておりますが、2021年5月29日に公表しました「株式会社くふうカンパニーによる当社株券に対する公開買付けに関する結果、第三者割当による新株式発行に係る経過並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載の通り、株式会社くふう

カンパニー（以下、「くふうカンパニー」）による公開買付の決済の完了及び第三者割当増資に係る払込みの完了をもって、くふうカンパニーが当社の親会社となりました。くふうカンパニーの決算期に当社の決算期を合わせることにより、決算・管理体制の強化・効率化を図ることを目的として、下記の通り、決算期を変更することといたしました。

(2) 決算期変更の内容

現 在：毎年4月30日

変更後：毎年9月30日（※）

※ 決算期変更の経過期間となる第18期は、2021年5月1日から2021年9月30日までの5ヶ月決算となる予定です。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

監査等委員会設置会社への移行、決算期（事業年度の末日）の変更をするため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、決算期の変更、並びにこれらの変更に伴う条数の変更等を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、後述の別紙の通りです。

(3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2021年7月29日（木）

定款一部変更の効力発生日 同上

以上

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>(4) <u>(削除)</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年<u>4月30日</u>の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年<u>9月30日</u>の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>7月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>12月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p>
<p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>2 <u>株主総会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>



<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって役付取締役を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 <u>取締役会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
--	--

<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(業務執行取締役等でない取締役の責任限定契約)</u></p> <p>第28条 <u>(新設)</u></p> <p>2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第28条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p>第29条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第30条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の</u></p>
---	---

<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(員数)</u></p> <p>第29条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(選任方法)</u></p> <p>第30条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(任期)</u></p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(報酬等)</u></p> <p>第32条 <u>監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することがで</u></p>
---	--

<p>2 <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査役会の決議</u>)</p> <p>第<u>35</u>条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第<u>36</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(<u>監査役の責任限定契約</u>)</p> <p>第<u>37</u>条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>38</u>～<u>39</u>条 (条文省略)</p>	<p>きる。</p> <p>2 <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の決議</u>)</p> <p>第<u>32</u>条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第<u>33</u>条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>35</u>～<u>36</u>条 (現行通り)</p>
--	---

<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。</p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>第41条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年10月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
---	--

<p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第42条 <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>改正日 平成21年12月13日  平成23年7月29日  平成23年11月21日  平成25年7月29日  平成26年7月28日  平成27年1月8日  平成27年7月30日  平成27年12月1日  平成28年2月1日  平成28年7月29日  平成29年5月1日  平成29年7月28日  平成30年3月1日  令和2年12月23日</p>	<p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第41条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 未払いの配当金には利息をつけない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(第18期事業年度)</u></p> <p>第42条 <u>第38条の規定に関わらず、当会社の第18期の事業年度は、2021年5月1日から2021年9月30日までの5ヶ月間とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(附則の有効期限)</u></p> <p>第43条 <u>本附則は、第18期の事業年度の経過をもって削除する。</u></p> <p>改正日 平成21年12月13日  平成23年7月29日  平成23年11月21日  平成25年7月29日  平成26年7月28日  平成27年1月8日  平成27年7月30日  平成27年12月1日  平成28年2月1日  平成28年7月29日  平成29年5月1日  平成29年7月28日  平成30年3月1日  令和2年12月23日  <u>令和3年7月29日</u></p>
--	---